

東南アジアにおけるパリ協定実施と民間セクター貢献

(11月12日 ジャパン・パビリオン)

本サイドイベント（ラウンドテーブル）では、成長著しい東南アジアに着目し、パリ協定実施フェーズにおいて気候変動対策の牽引役となる民間セクターの参画を誘導する中進国の政策的アプローチについて、またサステナビリティ報告を含めた企業対応努力等について、経験の共有・相互対話を行った。また、パリ協定 6 条交渉の帰結を受けて徐々に制度形成が見られるカーボンプライシング政策措置についても、国際開発援助機関を中心に支援と展望について広く協議した。

まずは、JICA 気候変動対策室三戸森宏治副室長が Implementation の重要性に触れ、民間セクター巻き込みの重要性と同分野を包含するパリ協定に係る「自国が決定する貢献（NDC）」実施支援プロジェクト（SPI-NDC）による能力強化が紹介された。続いて、同プロジェクトの専門家が、脱炭素シフトが特に COP26 以降加速しており、途上国でも企業の GHG 排出削減を義務付ける国内制度整備が進み、金融セクターに対しても ESG 投資等について、サステナビリティ報告を通じて透明性の確保要件への対応が求められるなど、企業を取り巻くビジネス環境が大きく変化している点を説明した。また、企業行動を後押しする国際イニシアティブは多く立ち上がったが、未だ初期段階にある中、カーボンプライシングの導入や試行が始まりつつあると述べた。

前半の各国セッションでは、シンガポールにおける大規模事業者の誘導措置として、カーボンプライシング法（CPA）が段階的に発展した経緯と今後の政策スケジュール・政策展望について、また制度導入に先駆けて政府が行った国内ステークホルダー協議と対話の重要性を説明した。続くベトナムは、改正環境保護法と施行細則に基づく特定事業所の GHG 算定報告義務を紹介し、地場商工会との官民パートナーシップのもと、規制の周知や事業所の規制遵守能力強化のための支援を展開していると述べた。タイからはサイアムセメントグループ社が登壇し、企業の視点から同社が脱炭素や資源循環に積極的に取り組むことで社会発展へ貢献する意義が紹介された。

後半は国際機関や開発援助機関・団体を中心に政策措置としてのカーボンプライシング支援が議論され、国際炭素行動パートナーシップ（ICAP）より東南アジア各国でのカーボンプライシングの全体的な進捗が示された後、世界銀行

から各国事情に即した支援（市場メカニズム実施基金（PMI））と展望について紹介がなされた。続いて OECD から、日本のアジアゼロエミッション・イニシアティブ、及び東南アジア地域内で数多く展開されている能力開発プログラムが紹介された。日本環境省からは、炭素税の国内運用実績について説明がなされ、国際支援では JCM や 6 条パートナーシップの立ち上げが紹介された。



JICA 気候変動対策三戸森副室長の挨拶



パネルディスカッションの様子



会場の様子